

## 金沢市母子家庭の母等雇用奨励金

対 象 者	国の助成金（特定求職者雇用開発助成金）の支給対象とされた者の内、金沢市内に居住する母子家庭の母等を国の支給対象期間の満了後も引き続き雇用している事業主 （ただし、平成15年4月1日以降に雇用された者を対象とする）
助 成 額	国の助成金支給対象期間の満了した月の翌月から 1年目は支払賃金の月額1/5（限度額 月額22,000円）を12か月 2年目は支払賃金の月額1/10（限度額 月額11,000円）を12か月
申請期間	国の助成金支給期間の満了した月から6か月経過後、1か月以内